

## 大川市消防団協力事業所 表示証交付制度

この制度は、事業所の従業員が消防団に入団しやすい環境づくり、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境をつくること、また事業所が、所有している防災力を提供するなど、地域への社会貢献を果たしている「証」として表示証を交付するものです。認定基準の4項目のいずれかに該当している場合は消防団協力事業所として、表示証の申請ができます。



6月1日付で、次の事業所に表示証が交付されました(平成21年度から実施、2回目)。

### 【交付事業所】

①福岡大城農業協同組合②(有)内藤額縁店③大川信用金庫④(有)ワタナベ⑤(株)添島勲商店⑥(株)本村製作所⑦社会福祉法人永寿会

### 【認定基準】

- ①従業員が消防団員として2名以上入団している。
- ②従業員の消防団活動に積極的に配慮している。
- ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。
- ④その他消防団活動に協力することで、地域の消防防災体制の充実強化に寄与するなど、市長が特に優良と認める。

☎ 市消防本部総務課消防団係 ☎88-1145

## 指名願の受付

(建設工事、コンサルタントなど)※市内業者用

平成23年度に市が発注する工事等請負についての競争入札に参加を希望する市内業者の人は、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。なお、提出した書類の記載事項が事実と異なったときは、厳正な措置をしますので留意してください。

【受付期間】 7月1日(金)～15日(金)  
(土・日曜日を除く)

【受付時間】 9時～12時、13時～16時  
(郵送は不可)

【受付場所】 市役所3階第4委員会室

【有効期間】 平成23年9月1日(木)  
～平成24年8月31日(金)

【提出書類】 市総務課契約管財係で配布中の「提出要領」(市ホームページにも掲載)を参照のこと

### 【提出上の注意事項】

- ①建設業の許可、および経営事項審査を受けていること(建設工事のみ)  
※経営事項審査の改正にともなう取扱いは、市ホームページなどで確認してください。
  - ②公的証明書は、平成23年4月1日以降に発行されたもの
  - ③申請書類一式は、ファイルとじ(A4判・色指定あり)にして、必ず自社分のみを持参すること
- ☎ 市総務課契約管財係 ☎85-5564

## 緊急雇用創出事業に伴う臨時職員の募集

- 職種および勤務条件など -

職種	募集人員	選考方法	報酬(月額)	採用期間	勤務日・時間	勤務場所
①一般事務	1人	面接 (注1)	6,000円	8月1日(月)から4か月間	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁
②清掃業務	2人		7,800円	8月1日(月)から6か月間	週5日(注2) 8時30分～17時15分	市清掃センター

※注1=日時、会場などは申込者に別途通知します。注2=土・日曜日、祝日の勤務有り

応募資格 ①行政界関係書類整理および台帳整備事業②生ごみ資源化事業

応募資格 ①パソコン(ワード・エクセル)の操作がスムーズにできる人②環境業務に熱意のある人  
※次に該当する人は応募資格がありません。

①成年被後見人、および被保佐人②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険あり。諸

手当、退職金なし

申込方法 所定の申込書に写真(3か月以内に撮影したもの)を貼付し、提出してください。

※申込書は、市経営政策課で配布しています。

申込期限 7月1日(金)～15日(金)

(平日の8時30分～17時15分)

申込先 市経営政策課 ☎85-5554

☎ ①市企画調整課 ☎85-5573

②市環境課 ☎87-6789

日時 7月16日(土)、19時～20時  
場所 大川中央保育園  
対象 就学前のお子さんとその保護者  
内容 お店で買い物しよう  
定員 20人(先着順)  
※事前の申込みが必要です。

☎ 86-2024  
☎ 大川中央保育園



明るい服装で出かけましょう!

目立たない色の服装が夜の交通事故の危険性を高めています。ドライバーから見やすい明るい色の服装と反射材の着用が効果的です。

夏の交通安全県民運動  
7月10日(日)～19日(火)  
【運動の重点】  
○飲酒運転を撲滅しよう  
○子どもと高齢者の交通事故を防止しよう

## 国民年金からのお知らせ

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503  
久留米年金事務所 ☎0942-33-6192

### 国民年金保険料免除制度

国民年金保険料は、平成23年度月額15,020円ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、申請によって国民年金保険料を免除する制度があります。

#### ●申請免除は4段階

平成23年度の1か月の保険料額は以下のとおりです。

保険料(月額)		納付なし
全額免除	4分の3免除	4分の1納付
半額免除	半額納付	
4分の1免除	4分の3納付	
		3,760円
		7,510円
		11,270円

#### ●30歳未満の人のための若年者納付猶予制度

若者が親と同居している場合、以前は本人の所得が低くても親に所得があると保険料の納付が免除されていない場合が多くありました。

この猶予制度では、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。猶予となる期間は7月から翌年の6月までです。申請が遅れても7月までさかのぼって認められます。

#### ●退職者には所得審査不要

申請免除には、退職(失業)の特例があります。

申請免除では、本人、配偶者、世帯主の前年の所得を審査します。

ただし、これらの人の中で申請する年度、または前年度に退職した人については、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付すれば、所得審査が不要になります。

つまり、前年まで給与所得があっても保険料の免除

が承認される場合があります。

#### ●所得の申告を忘れずに

免除申請には、所得を確認する必要がありますので、必ず事前に所得の申告を済ませておいてください。

※申請免除の受付は7月1日(金)から

## 「ねんきんネット」

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者が、いつでも自身の年金加入記録を確認することができる日本年金機構のサービスです。

#### ◆年金加入記録が一覧で確認できます

国民年金や厚生年金など、加入状況が一覧で確認できます。

#### ◆未加入期間などがわかりやすく表示されています!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されます。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

※インターネットの利用が難しい人には、年金事務所だけでなく、市民課窓口(4番窓口)でも手続きすることで年金加入記録を確認することができます。

※窓口での手続きを行う場合は、本人確認書類(運転免許証など)とともに必ず、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)、または照会番号がわかるもの(ねんきん定期便など)を持参ください。

※旧法受給者および共済加入中の人は、本サービスは利用できませんのでご了承ください。